令和６年４月

大木町農業委員会総会

議　事　録

令和６年４月作成

令和６年４月大木町農業委員会
総会議事録

１．開催日時　　令和６年４月 11 日（木）　午後１時 30 分から

２．開催場所　　大木町役場　３階　大会議室

３．総会構成員現在総数　18 名

４．出席委員　　（１８名）

１番　松本　久吉
２番　菰方　利幸
３番　岡崎　良輔
５番　中島　智道
６番　廣松　伸幸
７番　小林　律子
８番　池口　活友
９番　平木　俊博
１０番　田中　良二
１１番　荒巻　明子
１２番　熊本　森行
１３番　北島　秀一
１４番　塚本　英統
１５番　今村　真由美
１６番　山口　茂徳
１７番　牟田口　美智子
１８番　松永　靜義
１９番　井手　正宏（会長）

５．欠席委員　（０名）

６．農業委員会事務局職員

事務局長　　鶴岡　寛士
課長補佐　　杉　　克己
書　　記　　高田　翔太

７．議事内容

1．報告

１）農地法第１８条第６項の規定による通知について

2．議事

１）農地法第３条の許可申請について

２）農地法第４条第１項の許可申請について

３）大木町農用地利用集積計画の決定について

８．会議の概要

議　長	皆さんこんにちは。 気候も大変暖かくなり、過ごしやすい季節となりました。 農業委員さんにおかれましても、麦も大変豊作のようですので、農繁期に入っていくと思われます。くれぐれも体に気を付けて農作業に取り組んでいただきたいと思います。 ４月の人事異動に伴い産業振興課長が鶴岡課長から野田課長となり、鶴岡課長については、農業委員会事務局長専任となっております。 また、杉課長補佐が福祉課へ移動となりました。 本日、野田課長がご挨拶に来ていただいておりますので、野田課長から順にご挨拶をお願いします。 （　　各挨拶　　）
議　長	野田課長は公務の都合により、ここで退席されます。ありがとうございました。 総会前ですが、総会資料２ページの農地法第 18 条第 6 号合意解約の取り下げが出ていますので、事務局より説明願います。
事務局	（　　説明「省略」　）
議　長	それでは大木町農業委員会会議規則第６条の規定により、委員の過半数が出席しておりますので、本日の総会が成立したことを報告いたします。 では只今より、４月の農業委員会総会を開催いたします。 携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるかマナーモードに設定されますようにお願いします。 本日の議事録署名人を、18 番委員松永委員、１番委員松本委員にお願いいたします。

それでは、報告第１号「農地法第 18 条第６項の規定による通知について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局　（　朗読説明「省略」　）

議　長　事務局の朗読説明が終わりました。報告第１号を終わります。
次に議案第１号「農地法第３条の許可申請について」を議題といたします。
番号１番を議題といたします。
事務局の朗読説明を求めます。

事務局　（　朗読説明「省略」　）

議　長　事務局の朗読説明が終わりました。
地元委員の小林委員の意見をお願いします。

小林委員　お互い話をお聞きして、現地を見て、両者の意見がございませんでしたので、買い入れの方も自分としても助かりましたと言われましたので、これで売買に関する問題はないかと思いました。

議　長　地元委員の意見はお聞きのとおりでございます。
質疑に入ります。皆さんの意見をお願いいたします。

各委員　（　意見なし　）

議　長　意見もないようですので、質疑を終わります。
採決いたします。番号１番を承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

各委員　（　全員挙手　）

議　長　全員賛成と認め番号１番を承認することに決定いたします。
次に、議案第２号「農地法第４条第１項の許可申請について」を議題といたします。
番号１番を議題とします。事務局の朗読説明を求めます。

事務局　（　朗読説明　「省略」　）

議　長　　事務局の朗読説明が終わりました。
現地調査の結果について、現地調査委員の松本委員の意見をお願いします。

松本委員　　４月８日に事務局と松永委員と３名で調査をしました。
今、事務局から周辺の状況については説明があったとおりでございます。
地目は田んぼになっております。私たちが行ったときは雑草が生えておりました。
介護サービスを受けておられ、送迎車の駐車場として使いたいという申請者の要望でした。
横に道が２ｍぐらいの共有道路があり、申請者宅の北側の方との共有とのことです。
今回申請者宅の横の申請地を駐車場にしますと、ゆっくりと転回できるということです。
周囲の状況ですが、田んぼは西側にあり、南側は道路を挟んで田んぼ、東側は県道になっております。排水につきましては、今も説明があったとおり、県道沿いに排水側溝があります。ここにまず流れて、北側の水路に流すということになります。
周囲の田んぼには障害はありません。審議のほどよろしくお願いいたします。

議　長　　続いて、地元委員の意見ですが、私の担当地区ですので意見を申し上げます。

井手会長　　事務局と松本委員の説明でだいたいのことははわかられたと思いますが、ここの家の方が老夫婦で90歳以上なられたお二人で住んでおられます。
常に福祉車両が入るので、これをＵターンしやすいようにしたいということでした。それと、この県道の道路改良があっております。道路改良と同時に進めていきたいということで申請があったと思います。周りの農地には何の影響はありません。建設課とも道路改良の際にお話をしてあると思いますので何ら問題はないと思いますのでよろしくお願い致します。

議　長　　現地調査委員並びに地元委員の意見はお聞きのとおりでございます。
質疑に入ります。皆さんの意見をお願いします。

各委員　　（　　意見なし　　）

議　長　　意見もないようですので、質疑を終わります。採決いたします。
番号１番を承認することに賛成の方は挙手願います。

各委員　　（　　全員挙手　　）

議　長　　全員賛成と認め、番号１番を承認することに決定いたします。
　次に、議案第３号「大木町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局の朗読説明を求めます。

事務局　　（　朗読説明「省略」　）

議　長　　事務局の朗読説明が終わりました。
　質疑に入ります。皆さんの意見をお願いします。

菰方委員　　はい。

議　長　　はい。どうぞ

菰方委員　　借り手と貸し手、問題はないということですが、借り手と貸し手は一般的には違いますよね。これは、単純に中間管理事業の交付金のためにされたということですか？

事務局　　そうですね。通常自作地におきましては、中間管理事業や利用権を結びませんが、今回は菰方委員のおっしゃったとおり、交付金事業の申請を見据えての申請となっております。

菰方委員　　それはわかりましたが、交付金というのはいくらぐらいもらうのですか？

事務局　　地域における中間管理事業、推進機構の活用率が２０％以上となっております。そのパーセンテージによって交付金が変わってきますが、地域の総農地面積の内、機構の活用率が２０％以上４０％以下の場合反当り１万円、４０％以上７０％以下の場合が反当り１万６千円、７０％以上８０％以下の場合は反当り２万２千円、８０％以上で反当り２万８千円。こちらの交付金に関しては地域として、申請を頂いて、地域へ交付されるという交付金になっております。

菰方委員　　地域というのは、どこにお金がおりるわけですか？

事務局　　今回の場合ですと、地域で一つ申請時に口座を作っていただいて申請をいただいて、そちらのほうに支払がされる予定になっています。

菰方委員　ということは、さっき言われた６年間で１万から２万ぐらいの助成金が出るということですね。

議　長　１回だけ。

菰方委員　１回だけ？

事務局　６年以上中間管理をとおして貸さなければならないという条件のなので。

菰方委員　最低が６年間ということですね。その先あるかどうかわからないということですね。

議　長　１回もらったら終わりです。

事務局　地区にもよりますが、この先地域計画を進めるうえで、今法人が入っているところは、法人が集積できているかと思います。
大木町では H27 年度を目安に法人が入っているところは、おおよそ申請はいただいていると認識しています。

菰方委員　その実際のお金の流れですが、中間管理の貸し手、それを借りるわけですから、そのお金は当然借り手の方にいくわけでしょうね。

議　長　そうです。機構を通じているだけです。

菰方委員　わかりました。

議　長　他にありませんか。

松本委員　はい。

議　長　はい。松本委員。

松本委員　対価についておたずねなのですが、麦・大豆を作るということで契約をして、対価は１万３千円と書いてあるところがあります。
しかし、何らかの理由で麦を作らなかったと、そういう場合には値下げして１万円とかにはならないのですか？

事務局　　申請時に、対価額も同時に申請いただいていますので、基本的には途中から値下げというのは、何もしなければできません。
　別途賃料の変更届ということで申請をいただければ可能かと思いますが、特別麦を作らないからといって、変更の申請を申し出なければ契約の賃料が払われます。

松本委員　　なんか不公平感を感じます。
　作らなかったら、普通は１万３千円で契約してあるなら、１万２千円にするとか、その時はですね。そんなことはできるのではないかと思うわけです。

事務局　　あくまで、対価額につきましては、地権者と借り手双方で話して申請を頂いているので、先ほど申しあげたとおり、変更の届出があれば推進機構は対応すると思いますが、現状はこの金額で申請はいただいているところです。

松本委員　　はい。わかりました。

議　長　　これは、作らなくても１万３千円です。土地を借りるのですから、作ろうと作らなくても１万３千円です。米・麦・大豆以外を作っても１万３千円です。

松本委員　　なるほどですね。

議　長　　他にありませんか？

菰方委員　　ちょっといいですか？

議　長　　はい。

菰方委員　　期限が６年間ということですが、更新時期がくると契約書の変更とかはあるんですかね？それとも黙って自動継続ですか？

事務局　　更新につきましては、今回でいいますと、契約期間が令和６年６月１５日から令和１２年６月１４日になりますが、推進機構の方から半年前を目安に地権者と耕作者宛に、更新の案内を通知として出していただいております。
　そのうえで、また更新希望ということであれば同じようなかたちで議案に載せさせていただいて、承認いただければ更新ということになりま

す。

議　長　　何もしなければ、それで終わりですか？

事務局　　そうです。

議　長　　他にありませんか？

各委員　　（　意見なし　）

議　長　　意見もないようですので質疑を終わります。採決いたします。
議案第３号に賛成の方は挙手願います。

各委員　　（　全員挙手　）

議　長　　全員賛成と認め、議案第３号を承認することに決定いたします。
以上をもちまして、今月の農業委員会総会を閉会いたします。
ありがとうございました。

９．議案の賛否

１）農地法第３条の許可申請について
番号１　賛成 17 名　　反対　０名
番号２　賛成 17 名　　反対　０名

２）農地法第４条第１項の許可申請について
番号１　賛成 17 名　　反対　０名
番号２　賛成 17 名　　反対　０名

３）大木町農用地利用集積計画の決定について
賛成 17 名　　反対　０名

10．閉会の日時　　令和６年４月 11 日（木）　午後２時 30 分

議長はこの議事録を調整し、議事録署名人とともに署名する。

令和６年　　月　　日

議　　長
（井手　正宏）

議事録署名人
（松永　靜義）

議事録署名人
（松本　久吉）